

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

令和6年6月4日（火）午前10時35分開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項
 - (1) 議案第27号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (2) 議案第28号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (3) 議案第29号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
4. 閉 会

○出席委員（11名）

森 田 義 昭	委員長	市 川 初 江	副委員長
青 木 秀 夫	委員	延 山 宗 一	委員
荒 井 英 世	委員	亀 井 伝 吉	委員
小 野 田 富 康	委員	青 木 文 雄	委員
藪 之 本 佳 奈 子	委員	須 藤 稔	委員
小 林 武 雄	委員		

○欠席委員（1名）

尾 澤 将 樹	委員
---------	----

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原 実 町 長
中 里 重 義 副 町 長

赤坂文弘	教育長
伊藤良昭	総務課長
橋本貴弘	企画財政課長
栗原正明	税務課長
佐山秀喜	住民環境課長
新井智	福祉課長
玉水美由紀	健康介護課長
福知光徳	産業振興課長
塩田修一	都市建設課長
石川由利子	会計管理者
小野寺雅明	教育委員会 教育事務局長
福知光徳	農業委員会 農事事務局長

○職務のため出席した者の職氏名

荻野剛史	事務局長
小野田裕之	庶務議事係長
本田明子	行政庶務係長兼 議事事務局書記

開 会 (午前10時35分)

○開会の宣告

○荻野剛史事務局長 ただいまより予算決算常任委員会を開会いたします。

○委員長挨拶

○荻野剛史事務局長 開会に当たりまして、森田委員長より挨拶をお願いいたします。

○森田義昭委員長 それでは、先ほどの本会議におきまして本委員会へ付託されました補正予算関係3議案について審査を行います。委員及び執行部の皆様、よろしくをお願いいたします。

なお、各委員からの質問は、慣例により行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○荻野剛史事務局長 審査事項につきましては、森田委員長の進行においてお願いいたします。

それでは、お願いします。

○議案第27号 令和6年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について

○森田義昭委員長 それでは、本委員会に付託されました議案第27号 令和6年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

橋本企画財政課長。

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、議案第27号 令和6年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について説明をさせていただきたいと思います。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,652万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億6,731万9,000円とするものでございます。

その下の2項でございますけれども、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものとなります。

次のページをお願いします。2ページから4ページまでにつきましては、町長の提案理由のとおりでございますので、省略をさせていただきたいと思います。

5ページをお願いします。この5ページ、6ページにつきましても、歳入歳出予算の補正事項別明細書の総括表になってございますので、詳細につきましては7ページ以降から説明をさせていただきたいと思いますので、7ページのほうをお開きください。まず、歳入の詳細について説明をさせていただきたいと思えます。13款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金、養護老人ホーム等利用者負担金で57万3,000円の追加でございます。これにつきましては、令和6年2月から一定の収入がある入所者がおりまして、費用徴収の基準に該当するために利用者負担金を増額計上したものでございます。

その下、15款国庫支出金、1項2目衛生費国庫負担金です。予防接種健康被害救済給付費負担金167万5,000円の追加になります。これにつきましては、予防接種健康被害救済制度により、国の10分の10ということで100%の給付費負担金を計上するものでございます。

その下、同じく15款国庫支出金、2項3目衛生費国庫補助金は、浄化槽設置整備事業費交付金で282万6,000円、それとその下です、16款県支出金、2項3目衛生費県補助金で、浄化槽設置整備事業費補助金と

いうことで282万6,000円の追加になっているわけですが、上の国庫支出金については3分の1の補助、下については同じく県で3分の1の補助になっております。内訳としまして、主なものとしましては、令和6年度宅内配管費補助の開始に伴いまして、合併処理浄化槽の設置費補助金の申請件数のほうが増加が予想されるということで、国庫及び県の補助金のほうを追加計上しているものでございます。

8ページをお願いします。19款繰入金、第2項1目財政調整基金繰入金です。これにつきましては、財政調整基金繰入金を800万6,000円の減額でございます。

21款諸収入、5項3目雑入です。B&G財団地域海洋センター修繕助成金、これが1,641万6,000円の減額となります。これにつきましては、当該助成金が不採択となったための減額計上になっております。

9ページをお願いします。ここからは歳出の詳細についてご説明をさせていただきたいと思っております。1款1項1目議会費の中で職員人件費、それと会計年度任用職員経費等々が入っておるわけですが、これにつきましては、4月の人事異動によりましてその給料関係の組替えを行っているものでございます。職員の人件費についてはその人事異動による組替え、それと会計年度任用職員については社会保険料の不足等による増額計上等々はあるのですけれども、最終的にいろいろ調整をした中で、この一般会計の補正予算、それとこの後出てくる特別会計の補正予算の中での人件費並びに会計年度任用職員の経費等が入ってくるわけですが、総額とすると差引きはゼロという形になっておりますので、今後9ページ以降についてはその人件費等々がいろいろ多く出てきているわけですが、これについては省略をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、飛びまして11ページを御覧いただきたいと思っております。3款民生費、第1項1目社会福祉総務費でございます。一番下の丸です。国民健康保険特別会計繰出金ということで631万円の追加になります。これはこの後出てくる国保特会の人件費分になります。

続いて、12ページをお願いします。同じく3款民生費、第1項2目高齢者福祉費でございます。これについては介護保険の特別会計繰出金ということで、196万円の減額になります。

続いて、13ページをお願いします。下の段です。4款衛生費、1項2目予防費でございます。法定予防接種事業で、内訳としましては、予防接種健康被害医療扶助ということで136万6,000円の追加になります。これについては、新型コロナワクチン接種の副反応による健康被害に対する医療手当の給付のための増額分でございます。

14ページをお願いします。4款衛生費、第1項3目環境衛生費でございます。合併処理浄化槽設置費補助事業で、合計として847万8,000円の追加です。内訳としましては、合併処理浄化槽の転換撤去費の補助金で427万8,000円、それと同じ合併処理浄化槽で宅内配管費の補助金で420万円の追加となっております。

15ページから17ページまでは人件費となりますので、18ページを御覧いただきたいと思っております。10款教育費、第2項1目学校管理費でございます。下の丸を御覧いただきたいと思っております。小学校施設維持管理で240万円の追加になります。これについては、西小学校の給食室のエアコンの更新工事費ということで増額計上になっております。

最後になりますけれども、飛んで21ページをお願いします。10款教育費、第5項2目保健体育施設費でございます。社会体育施設管理事業で2,380万4,000円の減額でございます。1つ目については、海洋センターの改修設計業務委託料で140万8,000円の減額、それと海洋センター改修工事費で3,009万6,000円の減額にな

ります。これは、先ほど歳入でも説明しましたように、B & Gの財団修繕助成金が不採択になりましたので、その改修工事を取りやめるということで減額補正になっております。また、一番下の部分なのですけれども、海洋センター体育館のバスケットゴールの購入費ということで、これは770万円の追加になっております。これについては、バスケットゴールの故障に伴いまして新たにバスケットゴールを購入するための増額計上となっておりますのでございます。

以上、雑駁でございますけれども、説明いたしましたので、よろしくご審議の上、採択賜りますようよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井委員。

○荒井英世委員 1点だけ質問します。

21ページ、今説明がありましたけれども、海洋センター、これは先ほどの説明の中でB G財団の助成金の不採択になったということで、要するに今回海洋センターの改修工事、そういった部分がやめたわけですが、これって海洋センターの改修関係は、そうしますとそれほど急を要するものではなかったわけですか。必要ではないということに考えたわけですか。

○森田義昭委員長 小野寺教育委員会事務局長。

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

必要がないということではないのですが、今年度1度やめまして、また今年度に来年度の補助要望をもう一度出しまして、また新年度予算で計上して、1回だけ不採択になりましたので、もう一回補助金とか助成金をチャレンジしてまた来年度やっっていこうという考えでございます。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、今回駄目でしたわけですね。次回2回目にもう一回その補助要望を出すということですが、それが採択されるかどうかちょっと分からないわけですね、現実的に。もしそれが、これ可能性の問題ですが、もし不採択になったら、それは当然もうやめてしまうわけですか、もしくはそのB Gの助成金でしたっけ、それに関わらず体育館の改修、修繕改修、それを必要だということやっていくということは考えているのでしょうか。

○森田義昭委員長 町長。

○栗原 実町長 今現在は先ほど局長が申し上げたとおりであります。もちろんいわゆる改修をするにはそれなりの原点的な理由はあるわけですから、おっしゃるように来年度採択されるかと、全国的に要望が多くてまあみたいな話のようです。お金がB & Gからそこそこもらえればということで、ちょっとせっかくだから壁も塗り替えたいとかいろいろプラスアルファがして、膨らませてというよりも、補助金を利用して理想的な改修にこれも近づけるようにということで要請しておりますので、最悪の場合町が全額でやるということになれば、それを基本的にはどこまで逆に言うとお金が出ないのでは、30万円か、それをどのくらいまで縮小するか、でも基本的には雨漏りとか、そういったものは避けられるものはしっかりと対応するというようなことに、議論のいわゆる対象というか、焦点が移っていくのかなと。あとはもちろんせっかくだから全部やれと言え、それは議会の意向もあって、だから当然お金との相談になりますから、議会の意向で幾

らかかってもやれと言えやる場合もありますし、基本的な今の考えで言えばそこら辺が出発点になるのかなと。

だから、まずは1回駄目だからといってでなく、この間教育長なども会議に参加していただいて、そういった参加率とかも含めて、いわゆるポイント、何かは特殊に加算されているのですね。町長が行けば何点とか、町長がどうしてもほかに用があるときには派遣をしてということで、いろいろそういったことで努力を最大限した上で、来年万が一もらえないときには、それはもう一回見直しを一応した上で、皆さんの意向も踏まえた上で実行していくと。ですから、原因がある以上、それをお金が出ないからって手つけずにやめるなんていうことはあり得ないということでもあります。

以上。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかに。延山委員。

○延山宗一委員 13ページになるのですけれども、4款衛生費、予防費でお伺いをしたいと思います。

この予防費なのですけれども、健康被害の医療扶助136万6,000円ということでの追加ということになっております。ということは、ワクチンとかもろもろの予防接種なり何なりでの健康被害が発生をしているということで理解してよろしいのですか。

○森田義昭委員長 玉水課長。

○玉水美由紀健康介護課長 この件につきましては、長くやってまいりました新型コロナワクチン接種に関しまして、令和4年度にご相談を受けた例につきまして国のほうに進達をして、5年度に国から認定の結果が来たものでございます。認定された期間につきましては、既に予備費等々充当してご本人にお支払いがしてあるのですけれども、今後まだ医療機関受診等々がある場合につきましての計算をして、推計で予算を上げさせていただきました。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 というのは、この予防接種、コロナワクチンですよ。回を重ねるごとに何か副反応とか、何かそういうのが出るのだよということを耳にします。というのは、今までにかかったことないような、例えば体中がかゆくなってみたり、例えば熱が急に出てみたり、そうすると医療機関に確認すると、やはりコロナのワクチンの副反応だということも言われた方もいますし、それが原因かなということなので。ということは、やはり決して体内に入るワクチンのウイルス、弱毒化した、不活化なり何なりワクチンということになっていると思うのですけれども、そういうものが発症したときに、ただいま国で認めるという話ですよ。国で認めてもらえないとやはり正式なカウントといたしますか、例えば医療の補助とか、そういうものが受けられないのか、それとも医療機関が認めることによってその対応もなっているのだからかなということがあるわけなのですが、それについては。

○森田義昭委員長 玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 法定予防接種等々につきましては、国のほうに進達をして国のほうで審査を上げる、決定通知のほうは町が行う予防接種、町が行いますが、その裏づけとして国の審査会で決定されたものとしております。ただ単純に医療機関で診断書もらってきたものを認定はしておりません。ですが、どんなワクチン、ワクチンだけでなく一般の薬につきましては利点と、あるいは副反応等々のよくないところと

かもございますが、それによって、ただワクチンを接種することの利点を勧めるということで法定予防接種が進められていると考えております。

副反応につきましては、多かれ少なかれどなたでも現れることかなと思いますが、今回の事例につきましては、特に1回接種した後、本人に症状が生まれて、いろんな病院にかかって調べた結果、ワクチンの影響があるのではないかとということで、申請まで約1年ぐらいでしょうか、いろんなところを受診したりされていたようでございます。個人情報になりますのであまり詳しく話せませんが、この方につきましては保健センターにご相談がありまして、いろんなことを聞き取りまして、申請にはこんな書類が要りますよということでやり取りをしまして、町のほうで予防接種健康被害調査委員会を開いて、附属の書類等々も検討いたしまして、国に進達したところでございます。なお、余談でございますが、このとき同時にもう一例ございました。先日もう一例のほうは認定しないという結果が来ております。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 コロナワクチンのせいだとか、例えばその一般的な持病からだということの因果関係をはっきりさせるということの難しさは当然あるのかなと思うのです。本人もどうなのかなということも、首傾げることになっているのですけれども、例えば今回の補正ということの中で、増えていくということ的前提とした形の補正ということになるのですけれども、どんどんこれからも提出したときにはそういうふうな対応も検討してずっといかななくてはならないのかなと思うのです。それについては。

○森田義昭委員長 玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 予防接種に対する副反応あるいは健康被害が今後どんどん増えていくということは、想像はしたくないことでございますが、なきにしもあらずということで、町といたしましては多少なりとも毎年予算は計上させていただいておりますし、予防接種健康被害調査委員会のほうも委嘱を出して、会議が持てるような準備をしているところでございます。

この事例に関しましては、本人が申請した全部が国が認めたわけではございませんで、それに付随するもの、あるいは全く予防接種とは切り離れた症状だったのではないかとということで一部の認定になっています。この一部の認定が今後また症状があつて医療機関にかかる場合には、月々の手当金プラス医療機関で支払った分の実費負担ということになりますので、町のほうで認定されて支払ってあるものが4年度分までですので、5年度分の請求があつた場合、今後また医療機関にかかる場合ということでちょっと推計をいたしまして、このような金額を予算に上げさせていただきました。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 もう一回。そうすると、この証明といいますか、認めるということは、指定の医療機関で受けるということなのですか、それとも民間の開業医とか、そういうものでも大丈夫なのですか。

○森田義昭委員長 玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 今後医療にかかる場合、病院の指定はございません。ただ、そのかかった内容について診療証明出させていただきまして、この状態は認める、この状態は認めないというのが国のほうで通知が来ておりますので、その医療費全てが該当するというわけにはいかないかと思います。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかに。小野田委員。

○小野田富康委員 よろしくお願ひします。

私も今の13ページの法定予防接種事業に関してなのですが、延山議員のほう詳しく聞いていただけたのですけれども、今回認められたのが1人だけというような認識でよろしいのか。この法定予防接種事業については、今回コロナワクチンの副反応がメインというか、だけだったかとは思いますが、今までほかの法定予防接種において副反応なりが出て、こういった症状が出たときに、町に申請が上がって、これについて国なりに上げた事例というのは今まであるのか。

○森田義昭委員長 玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 ワクチン接種に関わる健康被害の申請につきましては今回初めてでございまして、県のほうの担当等々と調整しながら委員会等々開きました。多分コロナワクチンにつきましては、何回も何回も接種したということでケースが多いということと、住民全部が対象でしたので、通常の法定の予防接種の年齢を絞った接種とは違ひまして対象も多かったのか、副反応の相談も多かったのかなと思ひています。

○森田義昭委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 ありがとうございます。

[何事か言う人あり]

○森田義昭委員長 玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 大変失礼いたしました。お答えが足りないで申し訳ありませんでした。

今までの法定予防接種、コロナワクチン以外のものではなくて、今回の相談が初めてということです。

○森田義昭委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 余談というか、あれなのですけれども、よくテレビとかでB型肝炎ワクチンの、最悪死亡した場合の国からのお金が戻りますよという何か司法書士だか弁護士だかのコマーシャルも流れているのですけれども、あれも随分時間がたってから取り戻しましょうというような形の制度と申ひますか、弁護士なりが商売目的でやっているのだと思ひますけれども、そういったのを将来的にこのコロナワクチンによって副反応が出ました、当時は認められませんでしたという部分で何かしらの問題があったときに、そういった取り戻していく、遡って何かできるとか、今回認められなければ一切認められないのかとか、そういった面が後から出てくる可能性というのはあるかと思ひますけれども、今回何かそういったB型肝炎ワクチンの接種で健康被害が出ましたというのは町に上がってきたりするのか、直で弁護士さんなりが行っている部分なのですか。

○森田義昭委員長 玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 今議員がおっしゃっているB型肝炎につきましては、ワクチン接種後に、ワクチン接種が原因で発症したB型肝炎の補償のことかと思ひます。実際には町が行った予防接種でとなりますと町が実施主体となりますので、県、国を通して審査が行われるとなると町のほうにも連絡来るかと思ひますが、現在のところ今まで、私が記憶する中ではありませんでした。今後将来的にすごく年数のたったものということをお考えますと、国のほうで今予防接種の書類についてはおおむね5年保存というのが通常なのですけれども、これを永年保存というのをお考えしていくような案が今出ておひまして、まだ決定をしておひませんが、そんなこともお考えしています。最終的にはその書類を、過去の書類を確認したいということで、その書

類の保存等も考えていかなければならないかなとは思っています。

○森田義昭委員長 小野田委員。

○小野田富康委員 最後に伺いたいのですけれども、最初の1回目、2回目のワクチン接種はほぼ皆さん自主的に受けたというような方が多かったかなと思います。その後3回、4回、5回、6回と続くことによって副反応が出てきたりとか、あまりいい話も聞かなくなってきたというような部分で、接種率は大分下がって回数、年配者の方は皆さん受ける方多かったかと思うのですが、実際板倉町で予定数、ワクチンを配られるという言い方もあれですけれども、町で廃棄をした数というのがもし分かれば。

○森田義昭委員長 玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 大変申し訳ありません、ワクチンの出納はつけているのですけれども、今手持ち資料がございませんで、全部出し入れはつけておりまして、先日全て終わりましたので、残りのワクチンを廃棄したところでございますが、後に資料として提出したいと思えます。

○森田義昭委員長 小野田委員、よろしいですか。

ほかにございませんか。市川委員。

○市川初江委員 市川です。

14ページお願いします。14ページ、4款衛生費、3目の環境衛生費の中で説明欄の中で合併処理設置費助成事業なのですけれども、先ほどの課長の説明ですと、申込みは増加傾向にあるというようなお話がございましたのですけれども、衛生上大変好ましいことだなというふうに思っておりますが、ここ800万円ぐらいのあれというと、これ1基増えたのでこの予算なのでしょうか。

○森田義昭委員長 住民課長。

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、14ページの合併処理浄化槽の関係につきましてお答えをさせていただきます。

まず、こちらに記載のございます転換撤去費につきましては、令和6年度予算でまず10基、277万円で見込んでいたところ、今回補正をさせていただくことで10基から24基の704万8,000円とたく、427万8,000円を追加するものでございます。ですので、まず転換のところは10基から24基見込みさせていただくということになります。

また、2行目になります宅内配管費につきましては、令和6年当初予算で、こちらやはり10基、300万円で見込んでいたところ、こちら24基、720万円とたく、420万円を追加するものでございます。

ちょっと細かい話になりますけれども、実は令和6年度から転換撤去費に係る県のエコ補助金というのが令和5年度まであったのですけれども、こちらが一律10万円、その撤去費に上乗せされるものということで一律10万円の補助というのが令和6年度から廃止となりまして、板倉町では国が推進をしておりますこの宅内配管費の補助ということで開始することといたしました。これというのは、単独浄化槽で行きますと、単独ですから、いわゆるおトイレだけ浄化槽なりに接続していたものを、今度は生活雑排水といいますか、台所とか、そういうところまでということになりますので、その接続部分の工事費を補助させていただくということでのものになります。

そのエコ補助金が廃止となりまして、今回この宅内配管補助を開始することになりますと、転換を希望する町民からしますと、今までその上乗せ10万円の補助だったものが今回宅内配管補助では上限30万円

ということでやらせていただく補助となりまして、20万円増額となったようなイメージでということになります。これをきっかけに、業者のほうは実はいろいろ我々のほうの情報収集をしていく中で、業者がうまく営業したことで需要と供給というのですか、ちょうど単独浄化槽が壊れてき始めたところで、では今度町でも国にならった形での補助ということで30万円上限でなるのであればというような気持ちが動いた人がたくさんいるような形で、入れ替える方が増えているということでございます。

ちなみに、本事業の補正財源につきましては、先ほど橋本課長が申しあげましたけれども、国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1ということになってございますので、7ページに歳入の増額補正というものも併せて補正をさせていただくというものでございます。

以上です。

○森田義昭委員長 市川委員。

○市川初江委員 今ご説明聞きますと大変、ではエコがなくなって、逆に20万円補助金が増えたということで、大変お声かけも大事かなと思います。私も今ちょっと間違えてしまって、800って、大体1基というのは100万円ぐらいかかるわけですので、ちょっと私も考えがあれでした。では、9基のところ大分増えたということですので大変いい傾向でございます。衛生的な面では大変いいことだなと思います。そんなことで、力を入れて、ではちょうど20万円増えたところで頑張っていて、より一層周知をしていただければと思います。ありがとうございます。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

[何事か言う人あり]

○森田義昭委員長 佐山住民環境課長。

○佐山秀喜住民環境課長 では、参考にちょっとお話をさせていただきますと、令和6年3月31日現在、これで行きますと人口が1万3,601人、それと世帯数につきましては5,929世帯となつてございますけれども、そのうち、合併浄化槽の普及率みたいな部分になりますけれども、人口で言いますと8,845人、これが率にしますと65%、世帯数にしていきますと、先ほどの世帯が5,929世帯のうち3,354世帯、パーセンテージにしますと24.7%というような形での普及率となつてございます。参考に申し上げます。

以上です。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。須藤委員。

○須藤 稔委員 今、合併浄化槽になっているのですけれども、普及率が30%しかないのでしょうか。

[何事か言う人あり]

○森田義昭委員長 佐山住民環境課長。

○佐山秀喜住民環境課長 大変失礼いたしました。訂正をさせていただきます。

先ほど世帯数5,929世帯のうち合併処理浄化槽ということで3,354世帯、計算をさせていただきますと、56.5%ということで訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○森田義昭委員長 須藤委員。

○須藤 稔委員 今回見込みで増えたということは、これは新築住宅なんかも結構入っているような形があるのでしょうか。今、新築住宅というものが住宅メーカーがかなり少なくなっているということで、確認申請

か何かで幾らか増えているのでしょうか。

○森田義昭委員長 佐山住民環境課長。

○佐山秀喜住民環境課長 新規につきましては、今年度で行きますと、5月7日現在、これが何人槽、何人槽といろいろありますけれども、合計しますと、7日現在で新規は4基申請があったというようなところでございます。

○森田義昭委員長 須藤委員。

○須藤 稔委員 そうしますと、新規が4基、今までの浄化槽が古くなって、それをまた新しく入れ替えるという形も、そういう申請も出ているのでしょうか。単独、補助金が出る、また前にも古くなって結局機能はかなり弱くなって、それを今度は改修するという場合のやつもこれ幾らか見込まれているのでしょうか。

○森田義昭委員長 佐山住民環境課長。

○佐山秀喜住民環境課長 お答えをさせていただきます。

今回補正で見込んでいるものは、どちらかといいますと、合併から合併というよりは、単独のものを合併にということで、ちょうどその辺の老朽化というのですか、進んでいる中で増えているものというものを見込んでおります。まるきり合併から合併というものもないわけではないと思うのですが、具体的に数字としてその辺がちょっとつかめていない部分がありますので、ちょっとこの場では申し上げられないということでご理解いただければと。

○須藤 稔委員 分かりました。ありがとうございました。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

これより、議案第27号 令和6年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第28号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○森田義昭委員長 続きまして、議案第28号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、お手元の資料をお願いいたします。議案第28号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の補正でございまして、歳入歳出ともに631万円を追加し、予算の総額を19億8,892万7,000円とするものでございます。

2ページから5ページにつきましては、提案理由にて町長よりご説明がありましたので、省略させていただきたいと思えます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。6款繰入金、1目一般会計繰入金に631万円の追加になります。職員給与等の繰入金でございます。

次に、7ページが歳出になります。1款1項1目一般管理費、職員人件費に629万円の追加でございます。当初3名配置で当初予算の配分がされておりましたが、4月の人事異動にて4人の配属となりまして、その差額が主なものとなります。内訳につきましては、給与、職員手当、共済組合負担金、退職手当負担金となります。また、会計年度任用職員の経費につきましても当初予算との差額の補正でございまして、社会保険料2万円の追加となります。

説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

これより、議案第28号 令和6年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第29号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○森田義昭委員長 続きまして、議案第29号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、議案第29号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、主に職員の異動に伴う補正及び介護保険料、介護報酬改定によります事務費等の補正になります。歳入歳出それぞれに501万4,000円を追加いたしまして、予算の総額を13億6,716万9,000円に増額するものでございます。

2ページから5ページにつきましては、先ほど提案理由の中でご説明しましたので、省略させていただきたいと思えます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。資料の順に説明してまいります。3款国庫支出金、2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業に2万4,000円の追加でございます。通いの場参加増が見込まれるために損害賠償保険料を見込んでおりますが、その国庫負担分になります。

次に、3目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業に283万2,000円の追加でございます。職員異動に伴います職員給与等に対する国庫負担分になります。

6目介護保険事業費補助金に92万4,000円の追加でございます。こちらにつきましては、介護報酬改定に伴いますシステム改修費の国庫負担分になります。

次に、4款支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金に3万2,000円の追加でございます。こちらは、通いの場損害保険料増額分に対する支払基金の負担分になります。

続きまして、5款県支出金、1目介護予防・日常生活支援総合事業に1万5,000円の追加でございます。こちらにつきましても通いの場損害保険料増額分に対する県の負担分になります。

続いて、2目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業に141万5,000円の追加でございます。人事異動に伴う職員給与等に対する県負担分になります。

1枚めくっていただきまして8ページをお願いいたします。7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業に1万5,000円の追加でございます。こちら通いの場損害保険の増額分に対する町の負担分になります。

その下、3目地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業に141万5,000円の追加でございます。こちらにつきましては、人事異動に伴う職員給与に対する町の負担分になります。

続いて、5目その他一般会計繰入金、職員給与費等繰入金から435万8,000円の減額でございます。人事異動に伴う職員給与等の支出科目の変更によりまして差額分の調整になります。

その下、事務費等繰入金96万8,000円の追加でございます。介護報酬改定に伴うシステム改修費の追加になります。

次に、8款繰越金に173万2,000円の追加でございます。こちらにつきましては、歳入歳出補正額の調整によるものになります。

続いて、9ページをお願いいたします。歳出になります。説明欄のほうで説明していきたいと思っております。第1款1項1目一般管理費、職員人件費から701万8,000円の減額でございますが、こちら先ほど来申し上げておりました職員の人事異動に伴います配置替えによりまして、こちらの支出が5款地域支援事業費での支出となるための減額になります。

次に、介護保険事業運営費189万2,000円の追加になります。介護報酬改定及び介護保険管理システム標準化に伴う増額でございます。先ほど申し上げました歳入のほうの国庫補助2分の1になります。

次に、会計年度任用職員経費に266万円の追加でございます。人事異動によりまして新たに会計年度任用職員が配属されたための給与等の追加になります。

続きまして、10ページになります。5款地域支援事業費、1目一般介護予防事業費に地域介護予防活動支援事業といたしまして12万円の追加でございます。通いの場支援に係る保険料の増額見込み分でございます。

続いて、11ページをお願いいたします。5款3項1目包括的支援事業費、職員人件費及び会計年度任用職員の経費でございますが、先ほど第1款で申し上げました人事異動配置替えによりまして支出項目の組替えによる追加になります。

説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

これより、議案第29号 令和6年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。
原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました全ての案件の審査を終了いたします。

委員各位の慎重なるご審査、また執行部の皆様によるご説明、誠にありがとうございました。

○閉会の宣告

○森田義昭委員長 以上をもちまして、予算決算常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 （午前11時24分）